

医療管理ニュース Vol.78

医院承継の準備はできていますか

ー 贈与税・相続税の対策として「小規模宅地特例」と 「個人版事業承継税制」の選択肢があります ー

小規模宅地特例

相続した事業用や居住用の宅地等の課税価格を減額できる特例のことで、一定の要件を満たす相続人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の被相続人等の事業用宅地等または居住用宅地等のうち限度面積までの部分については、相続税の課税価値に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額できます。

但し、相続開始前3年以内に新たに事業用に供された宅地等や相続時精算課税（※1）に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることは出来ません。

※1 相続時精算課税制度とは65歳以上の親から子供へ贈与する場合は2,500万円まで非課税とされる制度

個人版事業承継税制（本誌2019年5月号 医療管理ニュースVol.63参照）

後継者である受贈者又は相続人等が、青色申告にかかる事業用の宅地等、建物、減価償却資産（特定事業用資産）を贈与又は相続等により取得し、経営承継円滑化法の認定を受けた場合には、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと納税を猶予し、後継者の死亡等により、猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

「小規模宅地特例」と「個人版事業承継税制」のそれぞれのメリット

小規模宅地特例のメリット
個人版事業承継税制のように、継続届出書を3年ごとに税務署に提出しなくても良い
全体の財産評価をする段階で計算するので、相続人全員がメリットの対象になる
承継後、承継にかかわる税を追加で納めることはない

個人版事業承継税制のメリット
子どもがすでに承継を決めている歯科医院に有効
歯科医院の土地や建物はもちろん、ユニットなどの減価償却資産となるものすべてが該当し、特定事業用資産にかかる納税額が100%猶予される
死亡や障害、破産などの理由により事業が継続困難になった場合も納税免除になる

※この二つの制度はどちらか一方の選択となります。詳細については、税理士等にご相談ください。

（石津裕識）